交通

各種交通割引がありますがその料金の割引については旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別があります。

第1種の手帳	第2種の手帳
・視覚障がい者1～3級、4級の一部	・その他の身体障がい者、療育手帳 B・C 判定、精神障害者保健福祉手帳２級または３級
・聴覚障がい者2～3級	
・肢体不自由1～3級（複合等級等の一部を除く）	
・内部障がい1～4級 （ぼうこう・直腸障がいは1～3級）	
・療育手帳Ａ判定	
・精神障害者保健福祉手帳１級	

1 障がい者タクシー利用助成

1～3級の身体障がい者手帳、A・B 判定の療育手帳、1・2級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方にタクシー料金助成利用券を交付しています。

対象者・交付枚数

手帳の種類	障がいの程度	交付枚数／年
身体障がい者手帳	視覚障がい1級又は2級 下肢障がい1級又は2級 体幹障がい1級又は2級 移動機能障がい1級又は2級	500円券×46枚 （23，000円分）
	上記以外の1級、2級又は3級	500円券×34枚 （17，000円分）
療 育 手 帳	A判定又はB判定	
精神障害者保健福祉手帳	1級又は2級	

申請方法

申請の手続きは必要ありません。対象者のかたへ、年度末にご案内します。

利用方法

・障がい者のかたが必ず乗車してください。

（ご本人が乗車していない時は、タクシー券の利用はできません。）

・タクシーに乗った時は、必ず障がい者手帳を運転手へ提示してください。

・1回の乗車で使える最大枚数は「利用枚数早見表」のとおりです。

・利用できるタクシー会社は「岡崎市障がい者タクシー券業社一覧（五十音順）」でご確認ください。（岡崎市と契約したタクシー会社であれば、岡崎市外で乗車してもタクシー券が利用できます。）

（タクシー券業者一覧）　（利用枚数早見表）

問合せ先

障がい福祉課

障がい1係（身体障がい者手帳・療育手帳）（TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650）

障がい2係（精神障害者保健福祉手帳）（TEL 0564-23-7674 FAX 0564-25-7650）

2 タクシー運賃割引

手帳を提示することによって、迎車料等を除く規定料金の1割引になります。

一部該当しない場合がありますので、乗車時にご確認ください。

3 バス運賃割引

降車する際に手帳を提示することによって、第1種手帳と精神障害者保健福祉手帳 1 級～2級は本人と介護者・第2種と精神障害者保健福祉手帳3級は本人のみ半額の割引になります。

精神障害者保健福祉手帳は各会社や自治体によって一部該当しない場合がありますので、乗車時にご確認ください。

4 JR 各社旅客運賃等の割引

身体障がい者、知的障がい者及びその介護者がJR各社の経営する鉄道、航路、自動車道及び連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車船する場合に、運賃等が割引されます。

＜普通乗車券＞

第1種の手帳は本人と介護者が割引をうけることができます。ただし、介護者がついての割引になりますので単独乗車の場合と、第2種の手帳のかたは片道 100 キロメートルを超える区間で割引を受けることができます。（詳細については各鉄道会社の窓口でお問合せください）

※このサービスに関しては同条件で、私鉄もあります。

＜定期乗車券、回数乗車券・急行券＞

各鉄道会社の窓口でお問合せください

5 有料道路の割引

○ 対象障がい者の範囲

① 障がい者本人が運転する場合

身体障がい者手帳の交付を受けているすべての人が対象になります。

② 障がい者本人以外の人が運転し、障がい者本人が同乗する場合

身体障がい者手帳又は療育手帳（A 判定のみ）の交付を受けている人のうち、第1種の手帳を持っている人が対象になります。

○ 対象自動車の範囲

割引を受けられる自動車は、障がい者一人につき一台で、かつ自家用車に限ります。

所有者は、本人名義もしくは家族名義のものに限ります。

ただし、ETC を利用しない場合、自動車登録なしで申請することができます。

○ 割引を受けるにあたっての方法

割引を受けるためには、市役所で事前に登録が必要です。

以下のものを用意して、市役所・障がい福祉課の窓口で手続きをしてください。

※令和5年3月27日よりオンライン申請（マイナンバーカード必須）が導入されました。

詳細は各道路会社のホームページもしくはお客様センターへご相談ください。

○ 必要な申請書類

① ETC を利用しない場合

- 身体障がい者手帳又は療育手帳
- 割引を受けたい車の自動車検査証（コピー可）、または電子車検査証（原本）及び自動車検査証記録事項
- 運転免許証（身体障がい者手帳第2種の方のみ）※

② ETC を利用する場合

- 身体障がい者手帳又は療育手帳
- 割引を受けたい車の自動車検査証（コピー可）、または電子車検査証（原本）及び自動車検査証記録事項
- 運転免許証（身体障がい者手帳第2種の方のみ）※
- ETC カード（障がい者本人名義のもの。但し未成年の場合は親権者名義のカード可）
- ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（セットアップ申込書・証明書等）

※マイナ免許証の場合は、マイナポータル又は「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面を提示してください。

問合せ先

手続きについて：障がい福祉課障がい1係 TEL 0564-23-6113 FAX 0564-25-7650

詳しい制度内容やオンライン申請などについて

NEXCO 中日本 お客さまセンター TEL 0120-922-229

NEXCO 中日本ドライバーズサイト ⇒

6 航空旅客運賃の割引

満 12 歳以上の手帳所持者、その介護者が定期航空路線の国内線全区間を利用する場合に、航空旅客運賃が割引されます。

航空券を購入される前に手帳を提示してください。

（詳細については航空会社の窓口でお問合せください。）

7 駐車禁止除外指定車標章

○ 県の公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受け、現に障がい者本人が使用中の場合に限り、道路交通法第 45 条第1項又は第 49 条第1項の道路標識等による駐車禁止又は時間制限駐車区間の場所に駐車することができます。等級制限があります。

駐車禁止場所

対象者障がい区分

障がいの部位		申請ができる障がいの範囲	
		手帳の区分によって申請可能な範囲	新規申請において指定医の意見書または診断書が必要な範囲
視覚		1～3級、4級の1	4級の2
聴覚		2級又は3級	
平衡機能		3級	
上肢		1級、2級の1又は2級の2	
下肢		1～4級	
体幹		1～3級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢	1級又は2級 ※ただし一上肢のみに運動機能障がいがある場合は除く	
	移動	1級又は2級	3級又は4級
心臓・呼吸器・免疫機能		1～3級	4級
じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能		1～3級	
療育手帳		A 判定	
精神障害者保健福祉手帳		1 級	

手続きに必要なもの

身体障がい者手帳等及びその写し・運転免許証（身体障がい者等ご本人が運転する場合）・印鑑（身体障がい者等ご本人の申請の場合は省略可）・身体障がい者等の代理人の方が申請する場合は、関係を証明する書面等（代理で申請ができるのは親族の方のみ）

問合せ先　岡崎警察署
TEL　0564-58-0110
FAX　0564-58-0116